

広島市消費生活審議会部会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市消費生活審議会規則（平成18年広島市規則第117号）に定めるもののほか、広島市消費生活審議会（以下「審議会」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議会に、別表の左欄に掲げる部会を置き、その位置づけ及び所掌事務は、それぞれ右欄に記載するとおりとする。

2 会長は、部会の議事に応じて、部会に属すべき委員及び専門委員を指名することができる。

3 前項の規定により指名された部会に属すべき委員及び専門委員は、当該議事に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第3条 部会は、部会長が召集する。

2 部会は、部会に属すべき委員及び部会の議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会に属すべき委員及び部会の議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第4条 部会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、部会に属すべき委員及び議事に関係のある専門委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条 部会の委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	位置付け	所 掌 事 務
消費者教育 部会	消費者教育の推進に関する法律第20条第1項に基づく「消費者教育推進地域協議会」とみなす。	市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、情報交換及び調整を行うこと。 また、広島市消費者教育推進計画の作成及び変更に関して意見を述べること。 その他、消費者教育の推進に関し、市長が必要と認める事項に関すること。
消費者安全 確保部会	広島市における消費者安全法第11条の3第1項に基づく「消費者安全確保地域協議会」とみなす。	市の区域内における消費者安全の確保のため、必要な情報交換及び取組に関する協議を行うこと。 その他、消費者安全の確保に関し、市長が必要と認める事項に関すること。